

島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱

制定	平成27年3月17日
改正	平成28年3月28日
改正	平成29年3月21日
改正	平成30年3月28日
改正	平成30年4月23日
改正	平成30年6月19日
改正	平成30年7月27日
改正	平成31年3月15日
改正	令和2年3月24日
改正	令和3年3月26日
改正	令和5年3月22日
改正	令和6年3月26日
改正	令和8年3月19日
改正	令和8年7月21日

(通 則)

第1条 島根県地域商業等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助目的)

第2条 本補助金は、経済情勢の悪化や事業者の高齢化等により県内商業等の店舗数及び販売額が著しく減少し、地域の商業機能が失われつつある現状を考慮し、商業機能の維持・向上などに取り組む事業者を支援する市町村に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域商業等の振興に寄与することを目的とする。

(事業の区分)

第3条 補助金の区分は、次のとおりとする。

- (1) 小売店等開業支援事業
 - ① 一般枠
 - ② 特別枠
 - ③ 災害対応枠
- (2) 買い物不便対策事業
- (3) 移動販売・宅配支援事業
- (4) 商業環境整備事業
 - ① 一般枠
 - ② 災害対応枠
- (5) 地域流通拠点整備事業

(定 義)

第4条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定義する者であって、原則として県内に主たる事務所を置く者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。
 - ①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の

- 大企業が所有している者
- ②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- (2) 組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づいて設立された中小企業者からなる組合及びその連合会
- (3) 事業承継計画 おおむね3年以内の期間において、経営者から後継者に事業を円滑に引き継ぐため、事業承継へ向けた基本方針、事業計画並びに年度ごとの会社、経営者及び後継者等の取組事項を定めた計画
- (4) 間接補助事業 この交付要綱に基づき市町村が中小企業者等に対して補助金を交付する事業
- (5) 間接補助事業者 間接補助事業を実施する者
- (6) 小売業 日本標準産業分類大分類における小売業
- (7) 宿泊業 日本標準産業分類大分類における宿泊業
- (8) 飲食サービス業 日本標準産業分類大分類における飲食サービス業
- (9) 生活関連サービス業 日本標準産業分類大分類における生活関連サービス業
ただし、易断所、観相業及び相場案内業（けい線屋）を除く
- (10) 娯楽業 日本標準産業分類大分類における娯楽業
ただし、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋、検番を除く）、場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業を除く。
- (11) 自動車整備業 日本標準産業分類大分類におけるサービス業（他に分類されないもの）のうち自動車整備業
- (12) 中山間地域 島根県中山間地域活性化基本条例施行規則（平成11年島根県規則第22号）第2条に定義する区域

（間接補助事業者）

第5条 間接補助事業者は、次の各号の要件を備える者とする。

(1) 小売店等開業支援事業

① 一般枠

県内の次のいずれかの区域において開店計画を有する中小企業者又は個人

ア 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）における認定基本計画に位置づけられた区域

イ 市町村が重点的に商業等を振興する区域

② 特別枠

次のいずれかの要件を備える者であること。

ア 県内において開店計画を有する中小企業者又は個人のうち、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項及び第26項における認定特定創業支援等事業（以下「特定創業支援等事業」という。）を受ける者、申請時点で特定創業支援等事業を受けており修了前である者又は特定創業支援等事業を受けた者

イ 県内において店舗を営んでいる中小企業者又は個人のうち、特定創業支援等事業を受ける者又は申請時点で特定創業支援等事業を受けており修了前である者

③ 災害対応枠

令和8年6月23日に発生した出雲市今市町大規模火災により被災した県内中小企業者のうち、消防署が発行する被災したことを証明する書類（り災証明書）を持つ者

(2) 買い物不便対策事業

次のア及びイの要件を備える者であること。

ア 次のいずれかに該当する者

(ア) 県内において開店計画を有する会社又は個人

(イ) 県内において事業承継計画を有する中小企業者又は個人

(ウ) 県内において改修・備品購入の計画を有する中小企業者又は個人

イ 市町村が次の全てに該当することを認めた計画を有する者

(ア) 食料品・日用品の販売により、地域住民の買い物不便対策に資すること。

(イ) 近隣に食料品等の小売店舗がある場合は、当該店舗を経営する事業者の理解を得ていること。

(3) 移動販売・宅配支援事業

食料品・日用品の移動販売又は宅配を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会又は個人

(4) 商業環境整備事業

① 一般枠

中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する商店街組織

② 災害対応枠

令和8年6月23日に発生した出雲市今市町大規模火災により被災した施設設備を所有し、消防署が発行する被災したことを証明する書類（り災証明書）を持つ商店街組織

(5) 地域流通拠点整備事業

県内において飲食料品等の仕入共同化のための拠点整備計画を有する中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する団体

2 前項第1号の①のイを補助対象とする場合には、あらかじめ対象区域を設定し、商業等振興区域届出書（様式第1号）により県に届け出ること。

3 第1項第1号の③を補助対象とする場合には、焼損区域を商業等振興区域届出書（様式第1-2号）により県に届け出ること。

（間接補助対象業種）

第6条 小売店等開業支援事業の間接補助事業者は、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業又は自動車整備業にかかる間接補助事業を実施する者とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業のうち第4号又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に属する事業を除く。

2 買い物不便対策事業の間接補助事業者は、小売業にかかる間接補助事業を実施する者とする。

3 小売店等開業支援事業のうち災害対応枠については、第1項の規定に加え、地域に欠かせない生活機能やサービスの提供、雇用の維持に不可欠なものとして出雲市が必要と判断する業種にかかる間接補助事業を実施する者も対象とする。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第7条 事業区分、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 市町村は前項の補助金の交付対象事業の実施にあたっては、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めるよう間接補助事業者働きかけること。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（様式第2号、様式第2-2号）に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 市町村は、間接補助事業者が行う間接補助事業に係る補助金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の交付要綱を定め、実施するものとする。

2 市町村は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、歳入及び歳出について証拠書類を整理し、補助事業完了の日（事業の休止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(間接補助事業者への交付の条件)

第10条 市町村は、間接補助事業者に対して県からの補助金を財源の一部として補助金を交付する場合は、以下の要件を付して交付決定を行わなければならない。

- (1) 間接補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象期間内に間接補助事業を休止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象期間終了後交付決定日から5年未満で間接補助事業を廃止する場合には、市町村長に報告しなければならない。
- (4) 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (6) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (7) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、歳入及び歳出について証拠書類を整理し、間接補助事業完了の日（事業の休止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) この補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (10) 間接補助事業者が第1号から第9号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (11) 交付決定日から5年未満での間接補助事業の廃止の場合において、既に間接補助金が交付されているときは、その全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (12) 間接補助事業者は、間接補助事業の実施に際して県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

(変更の承認等)

第11条 市町村は、間接補助事業の内容を追加する場合にはあらかじめ変更承認申請書（様式第3-1号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 第10条第1号により付した条件に基づき、市町村長が承認する場合には、あらかじめ変更承認申請書（様式第3-2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める場合はこの限りでない。

① 間接補助金の額の減額

- ② 間接補助対象経費区分の経費の流用で、流用先の経費の30%以内の変更
 - ③ その他間接補助事業の達成に支障をきたすことのない事業内容等の細部を変更するもの
- 3 市町村は、補助事業を休止し、又は廃止する場合には、あらかじめ補助事業休止・廃止承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 第10条第2号により付した条件に基づき市町村長が承認した場合又は第10条第3号により付した条件に基づき市町村長が報告を受けた場合は、間接補助事業休止・廃止報告書（様式第5号）により知事に報告しなければならない。
- 5 第10条第5号により付した条件に基づき、市町村長が承認する場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 第10条第6号により間接補助事業者から財産処分による収入の全部又は一部について市町村へ納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 7 第10条第10号又は第11号により市町村へ納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（交付決定ができない場合）

第12条 市町村は、間接補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしてはならない。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

（状況報告）

第13条 市町村は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、遂行状況報告書（様式第7号、様式第7-2号）を10月31日までに知事に提出しなければならない。

ただし、次に定めるものはその限りではない。

- ① 9月1日以降に交付決定を受けた補助事業
 - ② 9月1日以降に追加された間接補助事業
 - ③ 既に実績報告をした補助事業
- 2 市町村は、第3条第1号の②の間接補助事業の指導状況について、開店日の属する月（交付決定時点で既に開店している間接補助事業者については交付決定日の属する月の直近の四半期）から1年間、間接補助事業者に対する商工会議所等の経営指導員による指導の状況を四半期ごとにとりまとめ、指導状況報告書（様式第8号）により報告するものとする。

（実施効果報告）

第14条 間接補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間（第3条第1号、第2号及び第3号の事業のうち一会計年度を超えて継続して支援するものについては、間接補助事業が完了した最終会計年度の終了後5年間）、市町村は間接補助事業の実施状況及び事業効果についてとりまとめ、毎会計年度終了後90日以内に実施効果報告書（様式第9号）により報告するものとする。

- 2 知事は、前項の報告を受けた場合において、その報告に係る経営状況及び間接補助事業等の効果が計画時において想定されたものと比べ十分でない認められるときは、当該間接補助事業における効果を踏まえ、その改善のための指導・助言を行うことができる。

（実績報告）

第15条 市町村は、間接補助事業者への補助金の交付が完了したときは、その日から30日を経過した日又は、事業の属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第10号、第10-2号）を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村は、事業の休止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認通知書を受理した日から3

0日を経過した日又は事業の属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（概算払い）

第16条 市町村は、補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

2 市町村は、概算払いにより間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払いを受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（補助金の返還）

第17条 知事は、規則第14条に基づき交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されている場合は、市町村に対し、期限を定めてその返還を命ずる。

2 知事は、交付決定日から5年未満での間接補助対象事業の廃止の場合は、市町村に対し、期限を定めてその返還を求めることができる。

（加算金及び延滞金）

第18条 市町村は、前条第1項の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係わる補助金等の最後の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 市町村は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までに日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（調査）

第19条 知事は、必要があると認めたときは、市町村に対し必要な調査を実施するものとし、市町村はこれを拒んではならない。

2 知事は、必要があると認めたときは、市町村が行う間接補助事業者に対する調査等に帯同するものとし、市町村及び間接補助事業者はこれを拒んではならない。

（雑則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月２３日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年６月１９日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年７月２０日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年３月２６日から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年７月２１日から適用する。

(別表)

事業区分	補助対象経費 (知事が必要かつ適当と認める経費であって以下に掲げる経費)	補助率	補助限度額 (1事業あたり)
小売店等 開業支援 事業	① 一般枠 開店に要する経費 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費	【改修費、備品購入費、備品リース料】 補助対象経費の1/4以内 (市町村負担額を上限とする。) 【家賃、広告宣伝費】 補助対象経費の1/4以内 (市町村負担額を上限とする。)	1,000千円 (ただし、家賃は月額50千円かつ12月分を上限とする。)
	② 特別枠 ア 開店に要する経費 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 イ 特定創業支援等事業の受講等に必要な経費 受講料、旅費 ウ 特定創業支援等事業の受講等の後に必要となった経費 備品購入費、備品リース料、広告宣伝費	【改修費、備品購入費、備品リース料】 補助対象経費の1/4以内 (市町村負担額を上限とする。) 【家賃、広告宣伝費、受講料、旅費】 補助対象経費の1/4以内 (市町村負担額を上限とする。)	1,200千円 (ただし、家賃は月額50千円かつ12月分を上限とする。) ※一般枠の交付決定を受けた者が特別枠の交付申請をする場合、一般枠の交付決定額と合わせて1,200千円を上限とする。
	③ 災害対応枠 ア 被災した店舗の再開に要する経費 設備修繕費、施設改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費 イ 仮店舗又は新店舗の開店に要する経費 改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費 ウ 仮店舗又は新店舗の家賃	補助対象経費の1/3以内 (市町村負担額を上限とする。)	ア及びイ 1店舗あたり 合計1,000千円 ウ 1店舗あたり 1,200千円 (家賃は月額50千円かつ24月分を上限とする) ※ア及びイとウを併用する場合の上限額は2,200千円とする。
買い物不便対策事業	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費	【改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料】	5,000千円 (ただし、家賃は月額50千円)

	※ 1 中小企業者以外の会社が開店計画を有する場合は、改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料のみを対象経費とする。 ※ 2 改修・備品購入の計画を有する場合は、改修費、備品購入費、備品リース料のみを対象経費とする。	補助対象経費の1/4以内（ただし、中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の1/3以内）（市町村負担額を上限とする。） 【家賃、広告宣伝費】 補助対象経費の1/4以内（ただし、中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の1/3以内）（市町村負担額を上限とする。）	かつ12月分を上限とする。）
移動販売・宅配支援事業	① 移動販売又は宅配に必要な車両及び備品の購入費（200 千円以上のものに限る）、備品リース料（200 千円以上のものに限る）、広告宣伝費（車両、備品の購入費、備品リース料を申請する場合に限る） ② 移動販売又は宅配の運営に要する次の経費 ア 燃料費 イ 車検費用 ウ 修理費 エ 備品購入費（200 千円未満） オ 備品リース料（200 千円未満） ただし、年間経費が 200 千円を超えることを要件とする。 ③ 軽減税率及び在庫管理、売り上げ分析に対応が可能なPOSシステム等レジ関連機器の購入またはリースにかかる経費	① 補助対象経費の1/4以内（ただし、中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の1/3以内）（市町村負担額を上限とする。） ② 次の金額以内 1 年目 50 千円 / 1 台 2 年目 40 千円 / 1 台 3 年目 30 千円 / 1 台 （市町村負担額を上限とする。） ③ 補助対象経費の1/4以内（ただし、中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の1/3以内）（市町村負担額を上限とする。）	① 1 台あたり 1,000 千円 ② 定額（左記参照。ただし 3 年を上限とする。） ③ 1 台あたり 100 千円
商業環境整備事業	① 一般枠 施設設備の設置・取得・整備に要する経費 ただし、土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、及び中小企業者又は個人単独の所有となる場合は補助対象外とする。	補助対象経費の1/4以内（市町村負担額を上限とする。）	5,000 千円

	② 災害対応枠 被災した施設及び設備の改修費、修繕費、使用不能となった施設・設備の撤去費等	補助対象経費の1/3以内 (市町村負担額を上限とする。)	6,000千円
地域流通 拠点整備 事業	施設設備の設置・取得・整備に要する経費 ただし、土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は補助対象外とする。	補助対象経費の1/4以内 (市町村負担額を上限とする。)	1,500千円